

山口県報

平成 21 年
1 月 27 日
(火曜日)

目 次

告示
道路の位置の指定（建築指導課）……………



山口県告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市清瀬町二丁目二六七の一五及び二六七の二〇	四・〇～六・〇	四三・〇	二二八・〇七
下松市大字東豊井字開作八九六の二五及び字花垣一〇三七の二二	五・〇	二二・六	一三七・九四

平成二十一年二月二十七日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）